

# 信州サステナビリティ・リンク・ローン（脱炭素型） 活用促進制度運用要領

## 1 趣旨

本要領は、長野県が県内の事業者の脱炭素化を金融手法の活用により促進するために策定した「信州サステナビリティ・リンク・ローン（脱炭素型）活用促進制度（以下「促進制度」という。）」の適切な運用に必要な事項を定めるものとする。

## 2 用語の定義

本要領において使用する用語の定義を以下に示す。

### (1) K P I

キー・パフォーマンス・インディケータの略。重要業績評価指標であり、目標の達成度合いを測定するためのもの

### (2) S P T

サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲットの略。K P Iに関して達成すべき目標数値

### (3) S L L

サステナビリティ・リンク・ローンの略。借入人が予め設定した野心的なS P Tの達成にインセンティブ付けを行うことで、借入人及び貸付人が持続可能な社会の実現に貢献することを目的とした融資形態

### (4) 融資先企業

促進制度を活用した金融機関の融資商品（S L L）の借入人

### (5) 計画書制度

長野県地球温暖化対策条例（平成18年長野県条例第19号。以下「条例」という。）に基づく事業活動温暖化対策計画書制度

## 3 対象事業者

促進制度を利用することができる者は、長野県内に所在する事業所を設置する者とする。

ただし、条例第12条第1項各号に掲げる事業者には該当する者は除くこととする。

## 4 対象金融機関

長野県内に本店を有する信用組合、信用金庫及び銀行、長野県信用農業協同組合連合会並びに農業協同組合のうち、長野県に参加表明書（様式第1号）を提出し、長野県に承認された金融機関とする。

## 5 ファイナンス

促進制度を活用したファイナンスに関する基本的な内容は以下に定めるところによる。

### (1) ファイナンスの種類

S L L

### (2) K P I

長野県内に所在する事業所における事業活動から排出される温室効果ガス排出

## 量の削減

### (3) S P T

- ア 条例第12条第4項の規定による事業活動温暖化対策計画を提出すること。但し、条例施行規則第4条第1項に規定する特定期間にかかわらず、事業活動温暖化対策計画書制度において初めて当該計画を提出した場合に限る。
- イ 温室効果ガス排出量の削減率が基準年度比で年平均5%以上を達成すること。

なお、計画書制度における目標削減率に変更が生じた際には、長野県が促進制度の見直しを行い、第三者評価機関にS L Lとしての適合性を確認することとする。

### (4) 融資期間

促進制度を活用したS L Lの融資期間は3年以上とする。ただし、金融機関が別途最短の融資期間を設定することは妨げない（3年以上に限る）。

### (5) 融資金額

上下とも限度額は設定しない。ただし、金融機関が限度額を設定することは妨げない。

### (6) 金利判定

促進制度を活用する金融機関は、促進制度を活用したS L Lの融資契約に基づき、融資先企業のS P Tの達成状況に応じて金利判定を行うこととする。

なお、金利判定は、融資先企業が長野県知事あてに提出する事業活動温暖化対策実施状況等報告書（事業活動温暖化対策計画指針（以下「指針」という。）に係る様式1号）に基づき各年で実施、又は個別の融資契約において定めた時期に実施するものとする。

### (7) インセンティブ

促進制度を活用する金融機関は、融資先企業のS P Tの達成状況に応じて金利優遇等のインセンティブを付与することとする。

なお、S P Tの未達成に起因して当初の貸付金利の利率から引き上げるペナルティ措置は認めないこととする。

## 6 金融機関の責務等

### (1) 参加表明書の提出

促進制度の活用を希望する金融機関は、長野県知事あてに参加表明書（様式第1号）を提出し、承認を得なければならない。

なお、承認後に参加表明書に記載した事項等に変更が生じた際には、速やかに参加表明書（様式第1号）の別紙を長野県知事に提出しなければならない。

### (2) 融資実行報告書の提出

促進制度を活用してS L Lを組成した金融機関は、速やかに融資実行報告書（様式第2号）により長野県知事あてに融資先企業と締結した当該融資契約に係る報告を行わなければならない。

また、当該融資契約に係る変更が生じた際には、速やかに変更内容を記した融資実行報告書（様式第2号）を改めて長野県知事に提出しなければならない。

### (3) 融資完了報告書の提出

促進制度を活用してS L Lを組成した金融機関は、当該融資契約等が終了した際には、速やかに融資完了報告書（様式第3号）を長野県知事に提出しなければならない。

#### (4) 融資先企業へのエンゲージメント向上

融資先企業が促進制度の活用に向けて事業活動温暖化対策計画書（指針に係る様式1号）の作成を行うに当たり、金融機関は、当該融資先企業の脱炭素化の取組状況等を踏まえ、適切な助言等を行うことに努めることとする。

また、S L Lの組成後においては、当該融資先企業が提出する事業活動温暖化対策実施状況等報告書（指針に係る様式1号）により当該融資企業の排出削減の進捗を確認するとともに、目標達成に向けた助言及び支援等を行うことに努めることとする。

### 7 融資先企業の責務等

#### (1) 事業活動温暖化対策計画書の提出

融資先企業は、促進制度の活用の際し、長野県から参加表明に関する承認を得ている金融機関と相談の上、事業活動温暖化対策計画書（指針に係る様式1号）に事業活動温暖化対策計画書提出書（指針に係る様式2号）及びエネルギー起源二酸化炭素排出量等算定総括表を添えて長野県知事に提出することとする。

なお、当該資料の記載事項に関して説明が必要な場合は、その内容を説明する資料を添付するものとする。

また、事業活動温暖化対策計画書（指針に係る様式1号）で示される計画期間の終了後もS L Lによる融資が継続する場合は、前計画期間が終了した翌年度中に新たな事業活動温暖化対策計画書（指針に係る様式1号）を長野県知事あてに提出しなければならない。

#### (2) 事業活動温暖化対策実施状況等報告書の提出

融資先企業は、事業活動温暖化対策計画書（指針に係る様式1号）に基づく計画期間の各年度の取組状況について、事業活動温暖化対策実施状況等報告書（指針に係る様式1号）に事業活動温暖化対策計画実施状況等報告書提出書（指針に係る様式3号）及びエネルギー起源二酸化炭素排出量等算定総括表を添えて、各年度の取組を実施した翌年度の7月末までに長野県知事あてに提出しなければならない。

なお、当該資料の記載事項に関して説明が必要な場合は、その内容を説明する資料を添付するものとする。

#### (3) 変更届出書の提出

融資先企業は、事業活動温暖化対策計画書（指針に係る様式1号）において次に掲げる変更等が生じた場合は、速やかに変更届出書（様式第4号）を長野県知事あてに提出しなければならない。

また、長野県知事あてに報告するに当たり、金融機関に報告するとともに、金融機関から助言等を得るものとする。

- ①事業を廃止したとき
- ②事業の経営の統合又は分社を行ったとき
- ③名称又は所在地に変更があったとき
- ④S P Tに関わる事項について変更があったとき

- ⑤その他変更届出書の提出が必要と認められる事項について変更があったとき
- (4) 条例の遵守

融資先企業は、事業活動温暖化対策計画書（指針に係る様式1号）を長野県知事に提出したときから、計画書制度に係る条例の規定を遵守しなければならない。

7(2)に規定する事業活動温暖化対策実施状況等報告書（指針に係る様式1号）を提出しないときは、条例第31条の規定により長野県知事は融資先企業に対し、当該報告書を提出するよう勧告することができる。また、勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、条例第32条の規定により長野県知事はその旨を公表することができる。

## 8 審査・公表等

促進制度の管理は、長野県環境部ゼロカーボン推進課が行うものとする。

同課は、本要領に基づき、促進制度を活用する金融機関及び融資先企業からの提出書類の審査を行う。

促進制度の活用に関する提出書類の取扱は以下に定めるところによる。

### (1) 金融機関からの提出

長野県は、参加表明書（様式第1号）の提出があった際には、速やかに審査し、参加表明を行った金融機関に対して承認可否を回答するものとする。

また、融資実行報告書（様式第2号）又は融資完了報告書（様式第3号）の提出があった際には、速やかに審査し、当該金融機関に対して受領等の連絡を行うこととする。

### (2) 融資先企業からの提出

長野県は、融資先企業から事業活動温暖化対策計画書（指針に係る様式1号）又は事業活動温暖化対策実施状況等報告書（指針に係る様式1号）の提出があった際には、速やかに審査し、融資先企業に対しその結果を通知するとともに、長野県のホームページにおいて、事業活動温暖化対策計画書（指針に係る様式1号）は審査完了日の属する月の翌月に公表し、及び事業活動温暖化対策実施状況等報告書（指針に係る様式1号）は提出があった年度の12月に公表するものとする。

## 9 その他

本要領に定めのない事項については、長野県環境部ゼロカーボン推進課において決定することとする。

### 附 則

本要領は、令和7年7月17日から施行する。

別表

様式名	対象者
参加表明書（様式第1号）	金融機関
融資実行報告書（様式第2号）	金融機関
融資完了報告書（様式第3号）	金融機関
変更届出書（様式第4号）	融資先企業
事業活動温暖化対策計画書（指針に係る様式1号）	融資先企業
事業活動温暖化対策実施状況等報告書（指針に係る様式1号）	融資先企業
事業活動温暖化対策計画書提出書（指針に係る様式2号）	融資先企業
事業活動温暖化対策計画実施状況等報告書提出書（指針に係る様式3号）	融資先企業
エネルギー起源二酸化炭素排出量等算定総括表（参考様式）	融資先企業

※「事業活動温暖化対策計画書」及び「事業活動温暖化対策計画実施状況等報告書」は「事業活動温暖化対策計画書 兼 実施状況等報告書」として一体型の様式になっています。